

消防
なんでも

南部分署



火災が発生しやすい時期です

秋晴れの南外輪高城山岩場に、突如として紅葉が本格的に寒くなり日も短くなってきました。この季節、空気が乾燥し、暖房器具等を使用する機会も増え、火災が発生する危険性が高くなっています。

火災の発生を回避するために

- ・火を使用しているときは絶対にその場を離れない。
- ・ヒーターやストーブの上に洗濯物を干さない。(燃えやすいものを近づけない。)
- ・風の強いには焚き火をしない。
- ・タバコの後始末をしっかりする。
- ・放火防止のため家の周りに燃え易いものを置かない。
- ・子どもの手の届く所にマッチやライターを置かない。
- ・たこ足配線をしない。

火災の対策として

- ・逃げ遅れを防ぐための住宅用火災警報器を設置する。(設置は義務づけられています。)
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。
- ・以上のような方法が考えられます。

火災により尊い命、そして財産が失われないよう慣れや油断に注意し、一人ひとりが火災予防に対する自覚を持って生活するように心掛けましょう。

お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署

TEL 621-90034



こちら

高森警察署です!



年末年始の 犯罪防止、交通事故防止

年末年始は、金融機関などを狙った強盗事件が懸念されるほか、子ども・女性を狙ったわいせつ・声かけ事案や、繁忙時期に乗じた空き巣・忍込み等の侵入犯罪の発生が予想されます。

警察では、年末年始における警戒活動を強化するとともに、関係機関・団体の皆さんと協力して各種犯罪の未然防止や交通の安全と円滑を図り、交通事故の防止に努めます。

犯罪防止

○年末年始の警戒活動期間 平成24年12月1日(土) から平成25年1月3日(木)までの34日間

○特別警戒活動期間 平成24年12月20日(木) から12月31日(月)までの12日間

活動の重点

- (1)金融機関・コンビニ・深夜営業店舗等対象強盗事件の防止
- (2)子ども、女性対象のわいせつ、声かけ事案等及び高齢者対象の振り込め詐欺等の被害防止
- (3)乗物盗、万引き、車上ねらい及び空き巣・忍込み等侵入犯罪の被害防止

交通事故防止

○運動期間 平成24年12月21日(金) から平成25年1月3日(木)までの14日間

運動の重点

- (1)飲酒運転の根絶
- (2)高齢者の交通事故防止
- (3)シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底
- (4)自転車安全利用の推進

推進項目

- (1)飲酒運転の思慮性・危険性・交通事故の悲惨さを認識しましょう。
- (2)高齢の歩行者及び車両運転者に対して、思いやりのある運転を実践しましょう。
- (3)計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- (4)シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- (5)自転車の二人乗り、傘差し、携帯電話使用、無灯火、イヤホン等使用運転などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。

お問い合わせ先

高森警察署

TEL 621-0110

知って
おきたい

税情報



個人事業者の方へ

消費税の届出書の提出はお済みですか

現在、消費税の免税事業者の方で、平成22年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成24年分は消費税の課税事業者となります。ただし、平成23年6月の消費税法の一部改正により、平成25年分の申告からは、前々年分の課税売上高が1,000万円以下であっても課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

また、平成25年分が課税事業者となる方で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする方(平成23年分の消費税の課税売上高が5,000万円以下の方に限られます)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成24年中(12月31日まで)に納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

なお、簡易課税制度の適用を受けた方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより、被害を受けた課税事業者の方が、その被害により簡易課税制度の適用を変更する必要がある場合で、税務署長の承認を受けたときは、(2年間の継続適用の規定にかかわらず)簡易課税制度の選択をやめる(又は選択する)ことができることとなっています。

おって「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出ができない場合等もありますので、消費税の届出等についてお分かりになりましたら、阿蘇税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先

阿蘇税務署

TEL 0967-221-0551